

第7回 北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成19年3月10日(土)

16:00~

会場 北見市役所 福祉センター
中会議室

出席者

・委員

今坂委員、渋野委員、田中委員、平野委員、比留間委員、松浦委員、松岡委員、村井委員、矢萩委員、吉谷委員、

・事務局

塚本市民環境部長、小原市民活動課長、佐野男女共同参画担当係長

1. 開会

- ・開会～小原課長
- ・資料確認～佐野男女共同参画担当係長

2. 議事

(1) 答申書(案)について

< 会長 >

早いもので、第7回・最終の審議会となりました。このメンバーでは本年度の最後の審議会となります。市長から審議会の委員として委嘱されましたが、任期が1年の方と2年の方と半々になっております。来年度には1年の任期の方、メンバーの半数が改選されますが、これまでの間、委員の皆さんには本当に熱心にご議論いただき誠にありがとうございました。

また、前回の審議会は時間の関係で、重点課題の「農山漁村における男女共同参画の確立の大項目(案)」、「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」、「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」と3つの課題を議論いたしました。そのため時間の関係上、充分に意見が出尽くしていないと考えられますので、その分は本日補足していきたいと思っております。

まず、審議の方法・進め方としては、重点課題の大項目について、取分け重点課題の の大項目は、L 委員(案)、F 委員(案)を絞り切らないで、そのままの状態となっていますので、重点課題の は改めて議論したいと思います。なお、重点課題 の大項目、及び、重点課題 、 の大項目についても、私と副会長と事務局で整理をしましたので、あらためて大項目を提示し、本日先に審議したいと思います。その後、皆さんからのご意見を主な意見として追加していきたいと思います。また、第6回の議事録を読み返しますと、さすが委員皆様は、それぞれの立場からすばらしいご意見・ご発言をされています。

それでは早速答申(案)の審議に入りたいと思います。お手元の答申(案)をお開きください。1 ページは基本計画策定の趣旨を述べ、重点課題を5点、 から まで列挙いたしました。次に2 ページ目から具体的に重点課題ごとの「大項目」、及び、「大項目」の基本的な考え方をまとめ、さらに審議会の主な意見を記載した形といたしました。

まず、重点課題 の「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」の大項目は、二つ考えました。この大項目については既に審議を終えております。

1．市政における政策・方針決定過程への女性参画の促進

2．民間団体等における女性参画の促進

となっております。また、この大項目に関する主な意見を列挙しております。これを受けた市役所のそれぞれの部、課では、それぞれ関連する科目の中で、この主な意見を参考にしながら、中項目・小項目を作っていかなければなりません。我々の役目は柱となる大項目を作り提言することです。重点課題 の大項目は審議も済んでいますので、このまま決定してよろしいですか。また、全項目の討議を行い全体のバランスを見た上で、何かありましたらご意見をお願いいたします。

それでは次に重点課題 の「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」の大項目に入ります。大項目はF 委員(案)とL 委員(案)があり、両者を比べて見たところ、2 項目についてはほぼ内容が合致するところでした。このため、同じ内容の2 項目を整理して、まず大項目の1と2とすることとしました。また内容が異なる項目は第3項目として整理しました。結果、大項目は三つです。読み上げます。

1．男女が働くための労働環境整備

2．男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立支援

3．学校や地域社会への男女共同参画の促進

以上の3点に整理いたしました。そして、前回審議いたしました重点課題の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」の部分では、夫婦関係や家庭教育に関する意見が非常に多かったのですが、その意見を重点課題の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」に掲載するか、また重点課題の「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」に入れるべきか、会長・副会長・事務局で協議・検討しました。その結果、やはり家庭生活・家庭教育は重点課題に入るのが自然であるとの結論に達しました。そのため、3点の意見を移しましたので読み上げます。

- ・子どもが最初に学ぶ場は家庭である。家庭においては、父親・母親は固定的な役割分担にとらわれず、お互いに人格を尊重することが大切である。
- ・家庭教育においては、性や性差についてタブー視することなく、とことん話し合うことが重要である。
- ・家庭での教育は子どもの発育に応じ、常に学校教育と連携して行なわなければならない。

この三つの意見を重点課題に関連付けたほうが良いと判断いたしました。その他の学校教育・社会教育の意見は当然重点課題に入れております。

まず、大項目を3点に絞りましたがよろしいですか。F委員よろしいですか。L委員と併せた形とさせていただきます。

<F委員>

はい、この3点で結構です。

<会長>

次に重点課題の「農山漁村における男女共同参画の確立」の大項目(案)は、二つです。

1. 魅力ある農業・漁業・林業地域づくり
2. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

この2点に絞り込みました。それに関連する審議会の主な意見は、経営の参画、適正な報酬等々、経済的地位向上に関わること、また、環境整備については、トイレの整備に関することも話されました。意見としては、農業関係の意見が大半であります。新市の特色を考えますと、留辺蘂地域の林業、常呂地域の漁業もございしますので、大項目の一つ目は「魅力ある農業・漁業・林業地域づくり」といたしました。

後で、ご意見などを頂くこととして、最後の課題の大項目まで説明いたします。

次に重点課題の「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」の大項目についてですが、他

の重点課題は、2 から 3 の大項目でしたが、ここの部分については内容が非常に多岐に渡り、他の重点課題のバランスと合わないですが、どうしても 5 点の大項目となりました。

- 1．性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶
- 2．性差に配慮した生涯にわたる健康保持
- 3．母性保護と子育て支援の充実
- 4．高齢者と家族が安心できる支援の整備
- 5．障がいをもつ男女のノーマライゼーションの促進

以上の 5 点となりました。障がい者、高齢者、母性保護の観点、また男女に関係なく健康の問題は生涯にわたり重要なことから、取分け「性差に配慮した」と文言の整理をし、女性の健康を強調した形をとりました。

ご意見は後ほど伺いたいと思います。

最後の課題、重点課題 の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」の大項目は、

- 1．男女の平等と相互尊重を深める学校教育と啓発活動
- 2．男女の平等と相互尊重を深める社会教育と啓発活動
- 3．国際交流における男女共同参画

の 3 項目に絞り込みました。

< K 委員 >

4 ページになりますが、重点課題 の主な意見の下から 3 点目の意見「盗難・強盗・性犯罪・誘拐などのみではなく、売春・違法薬物の売買と使用なども含め、女性が犯罪被害に遭うことがない、女性が暮らしやすい町づくりを促進すること」は、重点課題 の「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」の方に意見として載せた方が良いのではないですか。

< 会長 >

この意見は L 委員が述べたものですが、重点課題 に入れるべきか、それとも重点課題 に移行すべきか、改めて読み返しますと重点課題 に含まれる方が良いかもしれませんね。

< L 委員 >

「まちづくり」の観点で議論をした際は、その部分に入れるべきと思ったのですが、今、答申全体を通じて見た時、なるほど、重点課題 の方が良いのかと思います。

< K 委員 >

具体的に「まちづくり」の項目はどこで出て来ましたか。

<副会長>

この議論・答申全体が「まちづくり」になると思います。

<会長>

皆さんいかがでしょうか。ただ今、K委員からご指摘ありました意見の移動についてですが、 から に移動することとしてよろしいですか。

<委員全員>

賛成

<会長>

それでは、重点課題 の主な意見に移動いたします。上から二つ目にDVに関する意見がありますが、その次に入れることと致します。よろしいですか。その他にございませんか。

<K委員>

重点課題 の大項目の5点目ですが「ノーマライゼーション」という言葉が出てきますが、この言葉は一般的に確立された用語なのですか。それとも専門家の方々のみが使う用語なのか。多少疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

この言葉の意味を一般市民の方々が理解できるでしょうか。注など解説が必要ではないでしょうか。

<副会長>

注ですか。WHOの定義はあると思いますが。

<K委員>

市民の方々が理解できないとしたら問題があるのではないのでしょうか。障がいをもつ「男女」という表現も疑問に思いますが。

<副会長>

どこかの課題の議論で出ていたリプロダクティブ・ヘルスという言葉より、はるかに一般的かと思いますが。注など解説が必要でしょうか。

<会長>

要するに、健常者も障がい者もお互いに普通で対等に社会生活が共にできる社会、そういう視点での項目ですが、「ノーマライゼーション」という用語は、厚生労働省などから出てきたある意味専門的用語かも知れないですね。

< J委員 >

辞書などを引くと、正常化・標準化という意味が出てくると思いますが、でもそれだけでは、ここでの「ノーマライゼーション」の大義的な意味での、障害者と健常者の区別のない正常な社会生活などとは解らないと思います。「ノーマライゼーション」はよく聞く言葉ですが、しっかり認識しているかということ、確かに疑問が残ります。

< 副会長 >

大項目の基本的な考え方の中に、「ノーマライゼーション」の定義を解り易く載せたらどうでしょうか。

< K委員 >

この答申書は一般市民の方に公開するのですよね。非公開ならこのままで良いのですが、公開するのが前提であれば、注など解説を入れた方が親切だと思います。

< 副会長 >

大項目の基本的な考え方の中に、「ノーマライゼーション」の定義とはこういうものであり、このためこの精神を重視して取り組むということを話し合いました、という具合にしたらどうでしょうか。ここの課題だけ大項目がたくさんありますから、基本的な考え方ももう少し親切に表現する、ということではいかがでしょうか。

確かに、カタカナが少ないことに越したことはないです。この答申(案)もカタカナが少ない方だと思いますが、市民の皆さんだれが見ても解って頂けることを考えれば、何か手立てが必要かもしれません。

< 会長 >

大項目の基本的な考え方の中に、「障がい者も高齢者も健康で地域活動などの社会参画ができるよう」と記載しているので、ここで誰にでも伝わるような表現を工夫してみまじょうか。

< K委員 >

続けてですが、3ページの重点課題 の大項目の基本的な考え方で、「ワークライフ・バランスの考え方に立つ」とありますが、こちらも易しい表現とは言えないと思います。

< 会長 >

読みますので確認してください。「家庭生活と仕事、社会活動などが適切に行えることが、人間らしい生活につながるというワークライフ・バランスの考え方に立つ必要がある」と表現いたしました。

<副会長>

この中の「・・・という」文言の前までが、ワークライフ・バランスの説明になっていると思いますが、表現が複雑でしょうか。

<K委員>

若い方は理解できると思いますが、色々な方が見ることを考えますと疑問が残ります。

<副会長>

ワークライフ・バランスの説明を「・・・という」前の文章でしたつもりですが、それで解りづらいのであれば、こちらも何か表現を考えた方がいいですね。

<K委員>

「家庭生活と仕事、社会活動などが適切に行えることが」ワークライフ・バランスですね。端的に注など解説を入れる方が親切ではないでしょうか。

<副会長>

例えば、ダイレクトにワークライフ・バランス(仕事と私生活の共存)などと明記したほうが良いのであれば、そのような工夫を全体的に行なうことといたしますが、皆さんどうでしょうか。

<J委員>

2 ページの「ジェンダー・エンパワーメント指数(女性が政治や経済活動などに参加し、意思決定に参加できているかどうかを測る数値)」は、まさしくダイレクトな説明書きが付されていますので、その様に統一したらいかがですか。

<会長>

そうですね。同じく 2 ページの「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」も同じ表現ですので、そのように改善していくことといたしましょうか。

<K委員>

それでは先程の文章ですが、「家庭生活と仕事、社会活動などが適切に行えることが、人間らしい生活につながる(ワークライフ・バランス)の考え方」としたらいかがですか。

<副会長>

ワークライフ・バランスという言葉は、最近非常に注目・重視されている「言葉」として、B委員が意見書で述べられておりますので、「ワークライフ・バランス」を括弧でくくるのではなく、逆にこの言葉を強調する表現が良いかと思います。

< E委員 >

専門用語やカタカナ用語を少なくして、市民の皆さんが理解できるような表現が望ましいと思います。

< 会長 >

はい、そのとおりです。全体を通して似たような表現はないでしょうか。ご指摘願います。

< 副会長 >

「セクシャルハラスメント」、「エンパワーメント」はどうでしょうか。

< F委員 >

女性の世界大会が北京で行なわれました。有名な大会ですが、その時のテーマが「エンパワーメント」でした。それ以来、男女共同参画を議論する際は必ず出てくる言葉であり、また、非常に重要な言葉ともなっています。「エンパワーメント」とは「力をつける」という意味の英語です。

< 副会長 >

そうですね。解説を付けるなど工夫をした方がいいですね。

< C委員 >

そうであれば、6 ページのジェンダーも解説を付けたほうが良いですね。

< 副会長 >

そうですね。それでは「セクシャルハラスメント」はどうですか。

< C委員 >

「セクシャルハラスメント」は、ある程度一般化した言葉であり分かると思いますが、どうでしょうか。

< E委員 >

「ジェンダー」に解説は必要なことと思います。

< 会長 >

「ジェンダー」も男女共同参画を議論する際は必ず出てくる言葉ですが、これはまだ一般化した言葉と言えないでしょう。解説が必要ですね。

< J委員 >

「ジェンダー」の意味は単なる性差ではないですね。

< F委員 >

はい、そうです。「ジェンダー」は「セックス」と異なり、社会的・文化的な性差です。この言葉も比較的新しく使われるようになった言葉です。

< 会長 >

「ネットワーク」は日本語化していますので解説は不要だと思いますが、いいでしょうか。

< 全委員 >

了承

< C委員 >

D Vは大丈夫ですか。

< 会長 >

そうですね。D Vは省略した言葉ですから、正しい言葉に直します。

< 副会長 >

そうですね。フルセンテンスに直します。もしくは法律用語の方が良いでしょうか。

< J委員 >

個人的なことかも知れませんが、D Vの方がドメスティック・バイオレンスより分かりやすいかと思われます。まして法律用語になりますと「配偶者からの・・・」となると、なおさら分かりづらい気もしますがどうでしょうか。

< 会長 >

「セクシャルハラスメント」も同じですね。「セクハラ」がニュースなど報道でも一般化・日常化した言葉となり、元の正しい言葉が分からなくなっている恐れがあります。それではK委員からご指摘のあったカタカナ言葉等は、注など解説や説明を入れ表示し、一般の方が見ても分かりやすいように直したいと思います。

< K委員 >

7 ページの中段の意見で「特定の外国人に差別をしない」とありますが、「特定」という言葉は何をさすのか、このままの意見でよろしいですか。

< 副会長 >

中間答申では、「市民として共に暮らす外国人に対して」という表現でしたね。

< K委員 >

「特定」という言葉に変な含みを感じないでしょうか。

<副会長>

そうですね。誰と言おうか、何人という感じがしますね。中間答申の言葉を引用してはどうでしょうか。

<J委員>

これは必要な項目・意見でしょうか。しかも「特定の外国人への差別をしない」という表現は、国際協調を推進する上でふさわしいものか疑問です。

<会長>

議論の中では、特定の外国人への差別用語がまず話題になったと思います。そのようなことから「特定の外国人」のという表現になったのです。

<J委員>

議論でもなぜ差別が生じるかという話になったと思いますが、互いに理解をしないと誤解を招く、そのようなことから差別が生まれる訳であり、いきなり「差別をしない」と切り出すのではなく、理解や協調を進めることが最初に必要ではないですか。

<副会長>

中間答申で言いますと、差別は現実でありうることなので「市民として共に暮らす外国人に対して差別をしない」と明言し、その後、国際動向や国際交流、また男女共同参画に関する情報収集や異文化交流と繋いでいったのです。まず、差別をしないことを大前提として書いておき、その後、様々な意見へと広げたのです。

<会長>

今回の意見の中では、「外国人に慣れる必要がある。また、イスラム圏などの異文化において、共通点があるかを学び必要がある。」とあり、「慣れる」、「学ぶ」で差別も含まれていれば問題はありませんが、どちらにも含まれていないと思われそうですがどうでしょうか。

<J委員>

「特定」をはずしてはどうでしょうか。

<会長>

そうですね。先程あったように中間答申の意見「市民として共に暮らす外国人」を引用してはどうですか。我々の言いたいことを含んでいる表現だと思いますがどうでしょうか。

<副会長>

外国人に接する機会が増え慣れることにより、また、なおかつ交流の場も増えれば、差別

することが無くなるかということなのですが、慣れることと・交流は、現在存在する差別と別のものと考えられると思いますがいかがでしょうか。

< E 委員 >

外国人を差別しているのではなく、何か外国人に接することを怖がって接近できないという感覚かなと感じましたが、差別となりますと、何かお国柄を差別してしまうという感じを受けます。北見市もたくさんの国の方が来日しておりますが「この国の方は良くて、この国の方はだめだ」ということはないと言いますか、非常に差別が少なくなったと思いますが。

< 副会長 >

いえ、まだ差別は存在しています。若い人たちも外国人に対する差別用語を使用し、そのため差別の議論となった訳です。もし外国人が怖くて接近できないのなら、慣れれば改善され理解も深まることであって、それ以上の根深い差別的な感覚をもっている人達が市民の中にいて、そういうのは交流が増えることにより自然に改善されることではないので、やはり差別をしないようにと、北見市としての取り組みができないかと考えなければならないと思います。

< 会長 >

有色人種への差別ではなく、むしろ日常的には私たちと同じく普通に暮らしている特定の外国の人達に、心の中で実は根深い差別があるのではないですか。

< E 委員 >

心のあり方ですね。

< 副会長 >

その差別により、一番悪影響を受ける部分は結婚と就職です。

普通にお友達なら外国人民族の方で良いと家族は言うのですが、いざ、我が子が結婚するとなると、だめだと反対するという事で、今でも差別がはっきり現れます。

< J 委員 >

身近な例ですが、ある時期外国の船舶が入港した際、その港の銭湯では外国人はお断りという事があり、ちょっと問題になりましたね。地域によっては 人は固くお断りしますと書いてありました。それなどは極めて分かり易い差別です。

< 副会長 >

そうですね。

< E委員 >

確かに、お風呂にはいってはいけないという事で問題になりましたね。しかし、小樽などは、それはもう改善されまして、その改善の輪が今では広がっているのと思っていました。どうでしょうか。

< F委員 >

外国人のお風呂に入るマナーが問題なのです。そのマナーが問題になった訳ですね。外国人が日本人の銭湯の入浴方法を知らなかったのです。銭湯の問題は、L委員の言われているような差別とは少し違っているかと思います。L委員が言われている在日だとかは、大阪圏の感覚で話されておられて、私自身も在日の方と結婚しておりまして、もともとは本州から北海道に来ましたので、北海道の人達の感覚は本州の方と違うのかなと思っていました。

しかし、今の話を聞いていると、皆さんそのように思っているのかなと、非常に複雑な気持ちになりました。

< 副会長 >

数字で示すことが出来ると思いますが、北海道のオホーツクなど人口の割合から見ると、ドメスティック・バイオレンスの被害にあっているのは、外国人の女性は比較的數字が高いように思われます。身体的暴力を受けている人、それ以外の被害を受けている人など、相談に来る方の割合では外国人女性が高いと思います。

< F委員 >

被害者が女性の場合で、加害者は日本人男性ですね。

< 副会長 >

そうです。日本人男性のお嫁さんで起きている外国人女性の被害です。

< 会長 >

農村地帯では外国人のお嫁さんが非常に多いですね。

< 副会長 >

意外だなと、いう感じですが。

< F委員 >

外国人女性の場合、黙っていないということはないですか。逆に日本人女性が我慢するか、恥ずべき行為であるから、ある程度辛抱するなど考えられないですか。

<副会長>

それはあり得るかも知れませんがはっきりとは分かりません。外国人女性は夫との人間関係が断ち切られた場合は、日本での生活が終わりということになります。その後、すぐに生活ができない等、様々な事情がありますので非常に困難事案となります。いずれにせよ、外国人女性は日本人女性にもまして、暴力等にすぐには声をあげるということはないのではないかと思います。

<会長>

「差別」という言葉が強烈ですね。「偏見を持たない」とか、そのような具体的な言葉の方がいいかもしれないですね。

<E委員>

L委員は、そういう事例があると言っておられましたが、外国からのお嫁さんが日本で結婚され幸せな家庭を作られている方も大勢いらっしゃるの、暴力被害に遭われた方に対しての十分な手当てが必要だ、ということですね。

<副会長>

はい、そのとおりです。ほとんどの方が幸せに暮らしていると思います。

<会長>

常呂地区・留辺蘂地区などはどうですか。農業地域では外国のお嫁さんが多いのではないですか。

<H委員>

私の住んでいる地域でも近年外国からのお嫁さんが増えています。やはり育った環境や文化の違いなどで、物事に対する考え方が違います。例えば、里帰りに関しては日本だと長くても1週間前後ではないかと思いますが、そこが違ひまして、一度お国に帰るとして3ヶ月も4ヶ月も帰ってこないのです。傍の方々も心配して見守っているだけなのですが、その後、普通に帰って来て、今まで日本にいた時と同じ暮らしがちゃんと続くようなことがあります。

<会長>

旧正月というのは2ヶ月ぐらいある国もありますので、文化の違いは非常に大事ですね。

<H委員>

本当に文化の違いは大きいことです。日本での里帰りの時期が、外国人のお嫁さんにはあてはまらない訳なのです。実家で何かあるとすぐお嫁さんは帰ります。そして2ヶ月、3ヶ月

月と帰って来ません。それが外国人のお嫁さんには普通のことなのです。

<会長>

今の話ですが、その部分は意見の中の、慣れるとか理解するという部分に含まれると思いますが。

<H委員>

そうですね。含まれますね。

<C委員>

結婚しないという差別はないでしょうか。

<H委員>

私は聞いたことはないですね。

<副会長>

多少はあるのではないのでしょうか。むしろ、結婚しないという差別より、雇わないという差別の方があるのではないのでしょうか。

<会長>

そうですね。やはり色々な差別がありますね。意見書では特定を削除し「外国人に対して差別はしない」としましょうか。

<F委員>

外国人は差別用語ではないのでしょうか。

<J委員>

外人は使わない方がいいと思いますが、外国人は一般的な表現ではないですか。

<F委員>

私は「イギリス人であって外国人ではない」と聞いた話があります。その方は文部省に文句を言ったところ、何の返事もなかったので、国連のどこかのセクションにクレームを言ったことを聞いておりました。

<会長>

北海道、本州の関係もどうでしょうかね。

<J委員>

本州を内地と言いますから、北海道は外地でしょうか。

<会長>

「部落」と言う言葉には関しては、北海道はまったく差別用語としての認識はないですね。字 というような、地方名として使用しています。学校においても各地区の懇談会を部落懇談会として、通常の言葉として使われていました。学校でも、地域でも「部落」という言葉が純然たる地域を指すものであり、そこに差別が生じるなどと少しの認識もなかったと思います。やがて本州の「部落」問題が一般的に知られるようになり、「部落懇談会」が「地区懇談会」などと名称が変更になった経過があります。

<J委員>

北海道には、同和問題などのような差別は存在しないと思います。どうでしょうか。

<副会長>

外国人に差別をしないという表現が今問題ですね。

<会長>

北海道の開拓時代からも、「旧土人法」という、あまりもひどい差別用語の法律が存在してありました。先住民族の方々を「土人」として表現していたのです。

<副会長>

そういう事ですね。それが実態だったのですね。

<C委員>

外国人に対して差別をしないという、「外国人」という言葉が差別になっているのですね。

<F委員>

当の人達はそこまで思っているみたいですよ。私達は「外国人」を平気で使用していますが、「あなたは外国人」と言われ、いやだと思っている人はいるのです。

<副会長>

日本国籍だけど民族が違う。その人達を含む表現を考えなくてはいいけません。

<会長>

外国人も日本人として国籍を持っている人も実際にいるわけで、また、今では地方政治の中にも参画しています。外国人をなんと表現したら良いか。「日本国籍以外の人達」でしょうか、非常に難しいですね。

<副会長>

民族が違う方々も含めますと少し不足しますか。市民が市の施策によってどうあるべきか

という「答申」ですから、そのことから市民全員が日本人とは限らないので、そこも問題があります。

< J 委員 >

帰化する場合もありますね。顔、形が違ってても外国人ではなく日本人ですね。民族が違うということになるだけですね。

< 会長 >

現在でも網走管内は北方民族と共生しています。我々開拓に入った旧和人と呼ばれた民族、アイヌ民族、ウィルタ民族、朝鮮民族の方々など自然に暮らしています。

< 副会長 >

差別の話ですがアルコール依存とか、薬物依存の解決というか、依存率ですが、民族差別で不利な状態にあると思います。実際その差別で、飲酒とか薬物に手を出すということに繋がって来てしまう、その方達の話聞いた時「今は解決したので話ができるがとても辛かった」という体験談を身を持って聞かされたことがあります。

< K 委員 >

国際交流というテーマですから、国際交流に焦点を絞って考えて外国からきた人、そういう国際交流という観点から、外国から見るということで、定住している人ではなくて、また、たまたま仕事で北見に来て3年から5年とか暮らしている人の外国人に対しての差別をしないという定義を限定してはどうですか。すでに定着している人となると国際交流とは少し違う観点だと思います。

< 副会長 >

日本人ではない人達が差別されている地域があると、国際交流は始まらないと思います。そこを克服しないと国際交流はなかなか円滑にはいかないのではないのでしょうか。

< K 委員 >

国際交流を図ることが目的ですよね。今、国際交流の定義が明確ではないのです。

< 会長 >

大項目3は国際交流における男女共同参画ですから、その中で男女共同参画を阻害することを全て考えなければいけませんね。

< 副会長 >

そうですね。ここの大きな重点課題は「男女平等を推進する教育・学習の充実と交際交流」

なので、教育や学習も含め考えなければいけませんね。

< C 委員 >

国際交流をしていかないとだめな前段に、差別があるということから、外国人に慣れる必要や違う文化を学ぶことが必要・重要なことだと思います。

< K 委員 >

北見市に対する答申ですね。実際、北見では差別問題があるのでしょうか。

< 会長 >

以前の議論になりますが、若い方々が特定の差別用語を使っていた話がありましたね。

< C 委員 >

おおまかな言い方をしてしまうと人種差別ですかね。

< F 委員 >

人種となるとややこしくなりますね。

< K 委員 >

それでは、「人と人の間に差別のない社会をつくろう」などとしてはどうでしょうか。

< 副会長 >

差別をしないという事が大前提であって、そのために北見市としては何をして欲しいかという意見が審議会から必要なのです。その表現が難しいかと思いますがどうでしょうか。

< J 委員 >

国際交流や国内間について差別をしないと言う様々な意見がでてきましたが、「人種・信条・信仰によって差別をしない」などとすればどうでしょうか。

< 副会長 >

そうですね。ただ、人種が良いかどうかはわかりませんが。

< 会長 >

実は、それらのことは憲法で謳われていることです。

< 副会長 >

宗教、信条、門地など、そのような法律で使用されている専門的用語等をきちんと使って、性別による差別のない社会を作る、などと整理してはどうでしょうか。

< 会長 >

ここの部分は、「特定の外国人・・・」という意見を削除し、審議会のおもな意見の最初に、

J委員・副会長が言われた意見を整理し、入れることではどうでしょうか。

<副会長>

宗教、信仰、信条、門地などがはいりますね。

<会長>

そうするとおのずと外国人も含まれた表現になります。

<副会長>

はい、日本国籍の方々でも、違う文化や文化背景・民族的背景などの差別も含まれるのでいいのではないのでしょうか。

<会長>

レベルの高い議論になり、最後は憲法論議で落ち着きました。皆さんよろしいでしょうか。大項目を最初に議論し、その後意見の修正とと思っていましたが、随時、気が付いたところのどの部分からでもいいですので意見を出して下さい。

<C委員>

重点課題5の大項目ですが、学校教育と社会教育の項目をひとつにした方が良くないでしょうか。この意見の前段は同じ表現ですね。何かひとつにしたら問題がありますか。

<会長>

文章は全く途中まで同じです。「学校教育及び社会教育を」ではどうでしょうか。重点課題は、学校教育と社会教育に別れているわけではないですね。「男女平等を推進する推進する教育・学習の充実」となっています。

<K委員>

分けられた根拠はありますか。

<会長>

教育の議論になった時、重点課題の に移しましたが、家庭での教育が話し合われ、また、意見に出ているように、学校教育の意見、社会教育での意見とありましたから、自然と分けて考えました。特段の理由・意図を持って分けたということはありません。C委員のご意見のとおり、「学校教育及び社会教育を」、もしくは「学校教育と社会教育を」と表現しても個々の意見の中で、しっかり学校教育・社会教育と述べておりますので問題はないと思います。

<J委員>

本当に文章が全く同じですね。ひとつに括れるのではないですか。

<副会長>

私が提案した大項目です。なぜそうなったかと考えますと、本とか資料とかを見まして、分けておいた方が市役所はやりやすいかなと思いました。実際に事業を行なう場合、学校教育・社会教育と違うセクションで行なうわけですから、都合が良いのではないかなと思った訳です。

<J委員>

一緒に構わないのではないのでしょうか。大項目の下の中項目などで分けることも考えられます。

<会長>

それではひとつにまとめましょう。「学校教育と社会教育」、「学校教育及び社会教育」、「学校教育・社会教育」などが考えられますがどうでしょうか。続く文言から見て「学校教育・社会教育」が妥当と思われれます。よろしいですか。

<全委員>

了承

『10分休憩』

<会長>

それでは重点課題の に入ります。よろしいでしょうか。

<H委員>

よろしいでしょうか、重点課題 の農村、漁村のところですが、大項目2の「女性の経済的地位向上」とありますが、経済的地位の向上だけでなく社会的と生活慣行と言うか、うまく言葉が見つかりませんが、経済・生活慣行の改善を目指すとなれば経済的問題だけではないと思います。社会的と言うか、女性の立場の向上と言うか、そういう感じの表現が必要です。

<会長>

そうですね。経済的より社会的が先に入りますね。

<J委員>

経済的向上があれば社会的向上もおのずと付いてくるとと思いますが、文言整理が必要でしょうか。「女性に経済的配分がない」という議論が続いていました。

<H委員>

地域の行事につきましても、女性が留守番となり男性が出て行くことが当然という風習が

まだ残っております。そういうことは、また、経済的問題とは違ってきます。女性が地域の行事などに当然のように参画する課題は残っています。

<副会長>

社会的、経済的を両方入れて並べてはいかがでしょうか。

<会長>

そうですね。両方入ることが望ましいですね。J委員よろしいですか。

<J委員>

はい、結構です。お金が入れば社会的地位も向上すると言いましたが、正に男の視点からの見方かもしれません。

<副会長>

確かに、ここは適正な報酬の配分、そういう問題で議論をしていました。しかし不足する問題があるということです。

<H委員>

「女性の社会的地位の向上、経済的向上」、それぞれ両方が重要で必要なことです。

<会長>

どうしても地区の集落の会合といえ、必ず男性が出席し物事を決定していくイメージがあります。女性が入って行くという事は凄いですし、今後は大変重要なことになると思います。

<H委員>

例えば、ボランティア活動にしましても、男性の承諾なしに「私、ボランティアに行く」というわけにはいきません。自分の意志を出せるような環境でなければならないのです。それは経済的な問題ではなくて、女性の地位や生活慣行の問題です。それで女性の地位の向上ということが必要です。

<F委員>

ある意味、重点課題 番から 番まで全部そうですね。全てにおいて女性の社会的地位が向上していないということです。重点課題の などはまさしくそのとおりですよ。

<会長>

文言の整理を考えましょう。

<副会長>

経済を後にした方が良いですね。「女性の社会的・経済的地位の向上・・・」どうでしょうか。

<会長>

はい、そうですね。「社会的」が最初に入る方がいいですね。皆さんいかがでしょうか。

<全委員>

了承

<会長>

次に、・・・の意見を補充したいと思います。

<副会長>

全体に係ることになりますが「経済に関連する」と「経済に配慮した」と書いてある部分と、また、「性差に配慮した」とか「男女」と書いてある部分と、特に女性を強調したい部分は「女性」と整理して書いたつもりですが、不自然ではないかどうか、ちょっと注目していただきたいと思います。「男女」なのか、「女性」なのか、どちらでも良いのか、皆さんで見てもらえればありがたいと思います。

<会長>

のところですが、人権侵害の問題や健康保持として当然の事ながら、人として男女に関係なく、とりわけ女性の性差に配慮しなければということでのところは「性差に配慮」したという表現ですね。

<副会長>

「女性」だけを取り上げている部分・表現はいいでしょうか。

<会長>

のところの社会的・経済的と「女性」が強調されているいいのではないですか。

<副会長>

重点課題 ですね。女性の参画や地位の向上が少し男性に比べて遅れているという事で、「女性」のということをそのまま表現しましたが、どうでしょうか。また、課題ごとに少し表現が変わってきている部分は重点課題の になります。全体的に見てよろしいかどうか、皆さんいかがでしょうか。

重点課題 の大項目ですが、改めて見てみますと、「男女」が良いのか、「性差に配慮した」方が良いのか、少し迷う部分なのです。

< J委員 >

重点課題 の大項目は「性差に配慮した」と言う表現ですね。これは分かりやすいです。

< 会長 >

人間らしい生活を求めるのは男も女も同じです。

< 副会長 >

現状に関わる部分、現状に差がある部分では「配慮した」とならないでしょうか。例えば、男性が長時間労働で女性は家事などを行ってきたことの現状を指摘する場合は、重点課題 の意見の「固定的な役割分担にとらわれずに」とあります。これは「固定的な役割分担」観があるということですよ。

< 会長 >

基本的な考えの中での「意識の変革に努める」、「整備や環境を見直す必要」、これらの文章に関わってきます。

< 副会長 >

性差に配慮することが、男女ともに働きやすい環境になるとなれば、大項目では「男女」という表現が妥当かもしれません。

< 会長 >

皆さん、最後の審議会です。できるだけ意見を出してください。また、中間答申と比較して指摘していない点があればチェックしてください。

< 副会長 >

重点課題 で、直接「男性の育児介護休暇の取得に取り組む」とありますが、別なところにありますか。

< C委員 >

重点課題 に入っていないでしょうか。

< 会長 >

「父親や母親は固定的な役割分担にとらわれずに・・・」とありますが、この中で含まれないでしょうか。

< 副会長 >

ここは家庭教育の問題ですね。職場の課題として「育児休業、介護休業を男性もとれるように」と中間答申に明記してあります。

< C 委員 >

これも大項目 の男女が働く労働環境整備に含まれませんか。

< 副会長 >

そうですね。大項目 に含まれますので、意見もあっていいのではないのでしょうか。話し合いは行ないましたよね。

< C 委員 >

主な意見の中の4番目に関わっていて、含まれることにならないですか。

< 副会長 >

ここの意見は最終的に意識の変革だけなので、少し不足かなと思いますが。

< F 委員 >

そうですね。事務局から頂いた資料の中に明確にありました。男性が育児休暇をとってないことが数値で明らかでした。そのことから補充してはどうですか。

< 副会長 >

はい、そうです。意識だけを変えるのではなく、育児休暇取得に向けて積極的に取り組むということを入れた方がいいのではないかと思います。一応中間答申の時には「官民で女性が活躍できるよう男性の育児、介護休業取得に積極的に取り組む」ということで、市役所など官公庁がまず行なうと織り込まれていたと思います。具体的な意見でないと、それを誰が取り組む、ということになります。

重点課第 で中間答申にあったのは「行政による民間団体や民間団体での啓発広報活動をより活発にすること」がありました。また、「市に専門部署を設置する事が望ましい」ことや男女共同参画の状況を把握するために、「企業規模別、職種別にデータ収集をきめ細かくする」とありました。中間答申の時はこれら具体的なものがありましたが、どうでしょうか。

基本的な考え方として、中間答申を踏まえて最終答申を考えてきましたので、特に、違う意見だとか反対であるとか、そういう事でないのであれば、こちらで答申書を作る時に取り入れる形で作って良いということでもいいのでしょうか。中間答申とまるで違うということ、違う部分があればぜひ意見を出してください。

< K 委員 >

具体的にそういう場所がありますか。

<副会長>

そうならないように作成したつもりですが、もし見つければ指摘して欲しいのです。

<会長>

大項目の中に「民間団体における女性参画の促進」とあるわけですが、細かく分けていったらそういう部分もあり得るかもしれないということです。

<副会長>

多様な啓発をして、さらに専門部署を作って、またデータ収集をして下さい。これは市でやってください。という形です。対立していますか。

<会長>

決して対立はしていません。今回の重点課題 の下から三つ目の「男女の意識改革も含め広く市民に男女共同参画を啓発する必要がある」と書いています。中間答申と表現が少し違うだけです。

<副会長>

そうですね。

<会長>

反するものではないので、中間答申の中で言っている事も含めながらです。

<副会長>

そうすると、中間答申から今抜けていると言え、重点課題 では、専門部署を作って欲しいと言うことと、データ収集をして欲しいなどです。

<会長>

それは意見としては入っていないので、中間答申を踏まえて議論しており、また、今回の答申と相反するものではないので、それを付け足すということで良いのではないのでしょうか。皆さんどうですか。

<全委員>

賛成

<F委員>

重点課題の中にあります数値目標の次あたりに入れるのはどうですか。

<副会長>

専門部署、データ収集の意見の並びですね。意見を追加した時の並びは検討します。

<会長>

全体の意見を考え構成いたしますので、私どもに一任していただけますか。

<全委員>

了承

<会長>

C委員・F委員も昨年からの継続委員です。皆さんも不足部分などあればご意見をお願いいたします。

<副会長>

重点課題 の項目に直接的な書き方がありました。例えば、「独居老人家庭、老夫婦、独身の子の世帯などの家族生活の多様性に配慮して、きめ細やかな両立支援を実施する」とありました。今回は、「家庭のあり方の多様性に関しての大きな支援」などについてあまり触れていないですね。

また、今回の「父子家庭の家族支援」とは違う主旨のことかもしれません。あと「ひとり親家庭、障害児の父母が個性や能力を発揮できるように育児負担の軽減に配慮する」も考えられますね。

<会長>

父子家庭、ひとり親家庭の積極的支援でどこが具体的に不足していますか。

<副会長>

「障害児の父母、独居老人家庭、老夫婦家庭、独身の子の世帯などの家族の多様性に配慮してのきめ細かな支援」ですね。要介護とまでとは分かりませんが、そういう家庭への配慮等の意見修正までが必要なことかもしれないと思いました。

<J委員>

今回の最終答申は中間答申を踏まえ各委員が意見を出しているので、中間答申と最終答申は相反するものではないと思います。

このため、今、行なっている作業といえますか、議論については、中間答申から見て今回の答申で不足している意見や並べ替えなどの細部の詰めは、会長・副会長にご迷惑をお掛けしますが、会長・副会長・事務局に一任することではいけないでしょうか。

我々の目標であった大項目は、全委員の意見が一致し決定したと思いますので、その大項目に沿った意見の追加、意見の並べ替えに反対する委員はいないと思います。

<会長>

ただ今、J委員から基本事項・大項目については合意しているため、細かな部分については、私どもに一任するとのご意見がありました。委員の皆さんよろしいですか。

<全委員>

了承

<会長>

最後になりましたが、委員の皆様には、第1回の審議会から本日の第7回目までの審議会の開催にあたり、毎回、貴重なご意見や活発なご議論を賜り、誠にありがとうございました。

男女共同参画に関して、家庭教育・学校教育の課題、農業に従事する女性の課題等々、実際に携わっている委員からの切実な現状の報告、また、適切なお意見をいただきました。

時には憲法まで論じ、また、時には地域や産業別の実情を細部に渡り論じ、本日最終の意見の一致となりました。

細かな調整につきましては、私と副会長・事務局で整理することで、皆さんの了承を頂きましたので、今後、最終的な文言等の整理を行い、答申書を完成させていただくことといたします。委員の皆様本当にありがとうございました。

3.閉会

市民環境部長よりお礼を申し上げ、平成18年度の北見市男女共同参画審議会を終了する。